

いい部屋ガス 供給条件説明書

本書では、当社がお客さまにガス（商品名：いい部屋ガス）を販売する際の条件を概説します。
詳しくは、当社「いい部屋ガス」ガス小売供給約款等をホームページにてご確認お願いいたします。

「いい部屋ガス」ガス小売供給約款等：<http://www.gas-pal.com/eheyagas/agreement/>

1. 申し込み方法

- ① 大東建託パートナーズ（株）と建物賃貸借契約中のお客様がガスの申込を希望する場合は、あらかじめ当社が定める「いい部屋ガス ガス小売供給約款」「都市ガス料金の支払い方法に関するご承諾規約」を承諾のうえ、使用の申込をしていただけます。
- ② ①以外のお客様がガスの申込を希望する場合は、あらかじめ当社が定める「いい部屋ガス ガス小売供給約款」を承諾のうえ、使用の申込をしていただけます。
- ③ 申込は当社所定の様式（ウェブサイトなど）から申込をしていただけます。但し軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込を受け付けることがあります。
- ④ また、当社が必要とする場合はお客様の氏名及び住所を証明できるものを提示していただくことがあります。

2. 供給の開始予定年月

- ① 当社は、お客さまが供給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、一般ガス導管事業者の供給準備その他必要な手続きを経たのち、ガスを供給いたします。
- ② 当社は、当社または一般ガス導管事業者の供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給いたします。

3. 電磁的契約書面、書面の交付について

- ① 当社は契約締結前書面、契約締結後書面の交付を電磁的方法で交付を行います。なお電磁的方法とは、電子メールの送信、インターネット上のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。
- ② また、契約締結後書面の交付を電磁的方法で希望されないお客さま、あるいは電磁的方法を希望したが電子メール等による送信が出来なかった場合は、契約締結後書面を送付（希望がない限り契約したガス供給場所）いたします。

4. 料金

料金は、各エリアの契約種別ごとの料金表に規定する料金といたします。※詳細は、ホームページでご確認
願います。

契約種別ガス料金表：<http://www.gas-pal.com/eheyagas/price/>

5. 使用量の算定

- ① 料金の算定期間における使用量は、一般ガス導管事業者が定めるところにより、検針および算定されたガス量を使用量とします。なお、検針および算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって精算いたします。
- ② 当社は、一般ガス導管事業者から受領した使用量等を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- ③ ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、一般ガス導管事業者と当社で協議し定めた値を使用量とします。

6. 工事費等の支払い

一般ガス導管事業者が定める託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなう、ガス工事等に係る工事・設備負担金等の請求を受けた場合は、お客さまが支払うものいたします。この場合、お客様は、当社が発行した請求書記載の期限までに、当社指定の方法で支払うものとします。

7. 帳票発行手数料

お客さまは、書面による請求書等の送付を希望され、当社が認める場合には、原則帳票発行手数料として、各主契約料金表に定めた手数料を、支払うものいたします。この場合、お客様は、当社が発行した請求書記載の期限までに、当社指定の方法で支払うものとします。

8. 料金の支払方法

- ① 「いい部屋ガス」のガス料金に関する債権は当社にあります。お客様がご承諾いただいた場合に限り、そのガス料金の債権を当社より大東建託パートナーズ株式会社へ債権譲渡するものいたします。
- ② 「いい部屋ガス」のガス料金に関する債権が大東建託パートナーズ株式会社にある場合、大東建託パートナーズよりご請求いたします。
- ③ 「いい部屋ガス」のガス料金に関する債権が当社にある場合は、当社よりお客様へ料金をご請求し、当社が指定した支払方法により、お支払いいただけます。
- ④ 「おまとめ請求サービスに係る取扱規約」にご承諾いただいたお客様は、家賃を支払われる場合と同一の支払方法にて、家賃と合わせてお支払いいただけます。
- ⑤ 「おまとめ請求サービスに係る取扱規約」にご承諾いただいていないお客様は、当社または、大東建託パートナーズが指定した支払方法により、お支払いいただけます。
- ⑥ 大東建託パートナーズ(株)との建物賃貸借契約をしていない部屋または、大東建託パートナーズ(株)との建物賃貸借契約を解約した後に、当社とお客様双方がガスの供給継続に承諾した部屋で使用するガス料金は、当社の指定するお支払い方法によりお支払いいただけます。

9. 個人情報の取り扱い

- ① お客様は、建物賃貸借契約に関する個人情報について、いい部屋ガスの契約に関連するものを、大東建託パートナーズ株式会社から当社へ提供することがあることを承諾するものとします。
- ② お客様は、当社との供給契約に関する個人情報について、必要に応じて、当社から大東建託パートナーズ株式会社へ提供することがあることを承諾するものとします。

10. 供給するガスについて

当社の供給するガスは主成分をメタンとし、その他エタン、プロパンを混合した都市ガスになります。熱量、圧力、ガスグループは次のとおりになります。

熱量		ガス栓の出口における圧力		ガスグループ
45MJ	44.2MJ	2.5KPa	1.0kpa	13A

11. 供給契約の成立及び契約期間

供給契約は、お客様の指定した需要場所に実際ガスが流れた日（開栓）に成立いたします。ただし、一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、ガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、供給契約の成立の日を遡って供給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

契約期間は、原則供給契約が成立した日から、お客様が指定した契約解約日、（閉栓）までといたします。

12. 供給契約等の変更

当社は、ガス小売供給約款および料金表等を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに、当社所定の方法により、変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款および料金表等によるものとします。

13. 当社からの解約

お客様が次のいずれかに該当する場合は、当社はガスの供給契約を解約する場合があります。

- ① 一般ガス導管事業者により、ガスの供給を停止され、お客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ② お客様がガス料金の支払期日を経過し、支払いがなかった場合（債権譲渡したものも含む）
- ③ 大東建託パートナーズ（株）との賃貸借契約が終了した場合。ただし、当社とお客様の双方がガスの供給契約を継続することを承諾している場合は除く。
- ④ その他、お客様が「いい部屋ガス ガス小売供給約款」に定める解約事由に該当した場合

14. 供給の制限、中止について

当社または一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。

- ① 災害および感染症等その他の不可抗力による場合
- ② ガス工作物に故障が生じ、ガス工作物の修理等を実施のため必要がある場合
- ③ 法令の規定による場合
- ④ ガス漏れ、不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ⑤ その他保安上必要がある場合
- ⑥ 一般ガス導管事業者が定める供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合
- ⑦ その他、「いい部屋ガス ガス小売供給約款」に定める供給制限事由に該当した場合

15. 保安に関する事項

お客様は次に記載されたことを承諾したとします。

〔一般導管事業者の責務〕

- ① 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、供給施設の検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- ② 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、供給施設、内管およびガス栓は、お客さまの承諾を得て検査するものとします。
- ③ 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

〔当社の責務〕

- ① 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- ② 当社は、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまに適合するように改修指示、または使用の中止等、その措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を当社が一般ガス導管事業者へ通知することについて、承諾するものといたします。
- ③ 当社は、②のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。
- ④ 当社は、お客様宅でガス漏れを感知したときは、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止し、一般ガス導管事業者へ通知いたします。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置を行います。

〔保安に対するお客さまの協力〕

- ① お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- ② 当社または一般ガス導管事業者が、ガスの供給を中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。
- ③ 当社または一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- ④ 当社または一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの構内に立ち入ることがあります。お客様に拒否された場合は協議を求めることがあります。
- ⑤ お客さまは、当社がお知らせした安全に関する事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- ⑥ お客さまは、特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。また、当社は、これらの情報を一般ガス導管事業者に通じたいします。
- ⑦ お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、一般ガス導管事業者の指定した安全装置を設置するものといたします。この場合の設置に要する費用はお客さまの負担といたします。
- ⑧ お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - イ お客さまは、一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。
 - ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならない。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、お客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

<お問い合わせ先>

いい部屋ガスに関する問い合わせ及び契約の変更（電話番号、メールのアドレス、支払方法等）のご連絡はカスタマーセンターへ

ガス小売事業者 株式会社ガスパル（登録番号A0057）
いい部屋ガス カスタマーセンター
フリーダイヤル : 0120-068-118
携帯・IP電話など : 0570-067-118
(月～土曜日) 9:00～19:00 (日祝・年末年始) 9:00～17:00

株式会社ガスパル 個人情報保護方針

当社は事業活動を展開する中で、個人情報を大切に保護することが社会的使命と認識し、お預かりする個人情報を”お客様の財産そのもの”と捉え、お客様の権利利益の保護を目的として、当社のホームページ上に個人情報保護方針を定めて公表しています。

<http://www.gas-pal.com/security.html>

当社は個人情報の適切な取り扱いを徹底いたします。